

2024.4.1

藤岡みどりの園・藤岡みどりの園

重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設藤岡みどりの園
介護老人保健施設藤岡みどりの園（ユニット）
- ・開設年月日 平成1年12月
- ・所在地 群馬県 藤岡市下大塚525
- ・電話番号 0274-24-5771 ・ファックス番号 0274-24-1880
- ・管理者名 相原 芳昭
- ・介護保険指定番号 1050980018（従来型） 1050980034（ユニット型）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう以し、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 施設の職員体制

	人数
・医師	1
・看護職員	14
・介護職員	27
・支援相談員	3
・理学療法士	3
・作業療法士	2
・言語聴覚士	1
・管理栄養士	2
・介護支援専門員	3
・事務職員	4
・その他	3

(4) 入所定員等

・定員 100名

・療養室 ユニット型：7ユニット・67名

多床室（4人室）：5室・20名

従来型個室：13室・13名

・通所定員 40名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
 - ② 食事
 - ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
 - ④ 医学的管理・看護
 - ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
 - ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
 - ⑦ 相談援助サービス
 - ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
 - ⑨ 外部サービス
 - ⑩ 行政手続代行
 - ⑪ その他
- *これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金

別途資料をご覧下さい。

(2) その他の料金

- ・各種診断書等は実費になります。
- ・医師の判断により、検査費用が発生する場合があります。

(3) 支払い方法

前半（1日～15日）・後半（16日～31日）の請求書が発行されます。

前半分の合計を毎月 25 日・後半分の合計を翌月 15 日に発行いたします。

原則、藤岡みどりの園窓口にて現金でお支払い下さい。

また、遠方にお住まいの方に関して振り込み等の相談を受けています。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・併設協力医療機関

- ・名称 篠塚病院
- ・住所 藤岡市篠塚 105-1

・協力医療機関

- ・名 称 公立藤岡総合病院
- ・住 所 藤岡市中栗須 813-1

・協力歯科医療機関

- ・名 称 むらかわ歯科
- ・住 所 藤岡市中栗須 269-1

・協力歯科医療機関

- ・名称 きらきら歯科
- ・住 所 高崎市南町 4 番地 4-1

5. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 面会
 - ・面会は所定の時間内で行ってください。面会の際は『A棟：玄関に備付』『B棟：事務所にてお渡し』する面会者受付票にご記入の上、事務所にて受付を済ませてからお入りください。
 - ・感染症等の拡大防止の為、面会制限を行う場合があります。
- (2) 健康保険証・介護保険証の写しの提出
 - ・ご利用者様の介護事務等を円滑に行う為、「後期高齢者医療被保険者証」、「介護保険被保険者証」等の写しを施設に提出願います。
- (3) 入院退所
 - ・入院となった場合には退所していただくこととなります。
- (4) 施設医師以外の医療機関への受診
 - ・入所までかかっていた主治医への受診はできません。
主治医から施設医師への通知により施設医師の受診及び治療、投薬を受けることになります。
- (5) 外出、外泊
 - ・外出、外泊は、事前に届出書の提出をお願いします。
 - ・外出、外泊時等に施設外での受診はできません。また、他院からお薬をもらう事もできません。自費医療となりますのでご留意ください。
- (6) 禁止事項
 - ①宗教活動の禁止
 - ・当施設は、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
 - ②金銭、貴重品の管理
 - ・現金、貴重品は必要ありませんので、施設への持ち込みは原則禁止いたします。
 - ③飲酒、喫煙、火気の取扱い
 - ・当施設は指定社会福祉施設として、その公共性と公益性に鑑み、ご利用者様の健康への配慮から、全敷地内禁煙としております。施設及び敷地内における喫煙はできません。
 - ④ペットの持ち込み
 - ・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はできません。
 - ⑤飲食物の持ち込み禁止
 - ・施設内は飲食物の持ち込みを原則禁止しております。
 - ⑥所持品、備品等の持ち込み
 - ・危険物の持ち込みは禁止いたします。また、ご持参いただく御身まわり品は、日常生活に必要な限度としてください。お持ち込みの際に、確認させていただきます。
 - ・所持品には（特に衣類）にはマジックまたは、縫付で記名をお願いします。
 - ⑦スマホ、携帯電話、その他通信機器の持ち込み
 - ・持ち込みの際は申し出ください。（ご自身で管理できる方に限ります）
 - ⑧迷惑行為等
 - ・騒音等、他のご利用者様などの迷惑となる行為はご遠慮ください。
また、他のご利用者様の居室などに立ち入らないようにしてください。
 - ⑨設備、備品の利用
 - ・施設の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損した場合、賠償していただく事があります。

6. 非常災害対策

・防災設備　：　スプリンクラー、消火器、消火栓　　・防災訓練　：　年2回

- (1) 当施設は、相原久枝を防火管理者とし、非常災害に関する具体的な計画を立てております。
- (2) 非常災害に備えるため、年2回昼間と夜間を想定した非常災害訓練(避難訓練、消防訓練及び通報訓練を行うものをいう。)を、実施することが決められております。
- (3) 当施設の従業者は、常に災害の防止と利用者の安全確保に配慮します。

7. 身体拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

8. 高齢者虐待の防止

当施設は、高齢者虐待防止の取り組みを行っています。

委員会を設置し、職員に対し研修やストレスチェックを実施し虐待防止に努め、高齢者虐待を発見した場合は相談・通報・市町村への届出を行います。

9. 褥瘡の発生防止

当施設は、施設サービス等の提供にあたり褥瘡が発生しないよう、次の各号に定める措置を講じます。

- (1) 褥瘡のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成する。
- (2) 褥瘡予防担当者を別に定める。
- (3) 育生会褥瘡対策チームを設置し、褥瘡対策のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、褥瘡対策に関する教育を行う。

10. 衛生管理

当施設は、施設内において感染症や食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じます。

- (1) 感染対策担当者を別に定める。
- (2) 育生会感染対策委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底する。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(育生会感染対策マニュアル)を整備する。
- (4) 前号に定めるマニュアルに基づき、従業者に対する研修を定期的に行う。

11. 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設は事故の発生又はその再発を防止するため次の各号に定める措置を講じます。

- ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針(育生会リスクマネージメントマニュアル)を整備すること。
- ② 安全対策責任者を別に定める。
- ③ 事故又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

- ④ 事故発生の防止のための委員会(育生会医療安全委員会)及び従事者に対する研修を定期的に行なう。
- ⑤ 当施設は、利用者に対する施設サービス等の提供により事故が発生した場合は、同マニュアルに基づいて、直ちに必要な措置をとるとともに、利用者の家族等に連絡をしなければならない。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告をする。
- ⑥ 当施設は前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

12. サービスの質の評価

当施設は、その提供する施設サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

- (1) 評価は、育生会の従業者以外の者をもって組織するよう努めなければならない。
- (2) 当施設は、前文に定める評価を要約し、公表するよう努めなければならない。

13. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。

14. 相談・苦情対応

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供したサービス計画に位置付けたサービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

- 相談窓口
- 介護老人保健施設 藤岡みどりの園
〒375-0052 群馬県藤岡市下大塚 525
0274-24-5771
担当者 施設長 相原 芳昭
 - 藤岡市役所 健康福祉部 介護高齢課
〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327
0274-40-2287
 - 高崎市役所 長寿社会課 介護保険室
〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35-1
0274-321-1319
 - 上里町役場 高齢者いきいき課
〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518
0495-35-1221
 - 本庄市役所 福祉部 介護保険課 高齢者包括支援係
〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3-5-3
0495-25-1722
 - 群馬県国民健康保険団体連合会
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335-8
027-290-1319・1376

- ・ 群馬県庁 介護高齢課
〒371-0026 群馬県前橋市大手町 1-1-1
027-223-1111
- ・ 各市町村苦情対応窓口

介護保健施設サービスについて

◇介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただいている。

医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としているが、医師・看護職員が常勤している為、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行う。

介護：

施設サービス計画に基づいて実施する。

機能訓練：

原則として機能訓練室にて行うが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものである。

身体拘束の禁止：

- 1 当施設においては、利用者に対する施設サービス等の提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

高齢者虐待の防止：

当施設は高齢者虐待防止の取り組みを行っています。

委員会を設置し、職員に対し研修やストレスチェックを実施し虐待防止に努め、高齢者虐待を発見した場合は相談・通報・市町村への届出を行います。

秘密の保持：

当施設の従業者又は従業者であった者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではない。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室 ユニット型：7ユニット 67名
多床室（4人室）：5室 20名
従来型個室：13室 13名

食事： 朝食 8時00分～8時30分
昼食 12時00分～12時30分
夕食 18時00分～18時30分
*食事は原則として食堂でおとりいただきます。

利用者が選定する特別な食事の提供 :

ご希望の方には通常のメニューのほか特別な食事をご用意することも可能です。

ご希望の際は、お申し出ください。(別途、当該の料金をいただきます。)

入浴 : 週に最低 2 回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理美容 : 月 1 回程度、外部委託により理美容サービスをご利用いただけます。

(感染症等により中止となる事があります)

* 理美容サービスは、実施前に別途実施料金をお預かりします。

洗濯 : 外部洗濯サービスをご利用いただけます。

◇他機関・施設との連携

併設・協力医療機関への受診 :

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいているので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介 :

当施設での対応が困難な状態や、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

介護老人保健施設入所にあたり、重要事項について文書を交付し、説明しました。

令和 年 月 日 事業者名称 : 医療法人 育生会
代表者 : 理事長 相原 芳昭
事業所住所 : 群馬県藤岡市下大塚 525
名称 : 介護老人保健施設藤岡みどりの園
(事業者番号 : 1050980018)
介護老人保健施設藤岡みどりの園 (ユニット)
(事業者番号 : 1050980034)

説明者 : _____ 印

上記内容の説明を受け同意し、当該文書を受領しました。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所 :

氏 名 : 印

上記署名は、利用申込者の意思を確認し、私が代筆しました。

【署名代筆者】

住 所 :

氏 名 : 印 (続柄)

【身元引受人】

住 所 :

氏 名 : 印 (続柄)

【連帯保証人】

住 所 :

氏 名 : 印 (続柄)
極 度 額 : 50 万円